

添付法令資料 3 :

輸出を目的とする加工、組立て又は他の物品への据付のための物品及び材料の  
輸入に係る関税免除並びに付加価値税又は付加価値税及び奢侈品販売税の  
不徴収に関する2022年10月24日付インドネシア共和国財務大臣規則

No. 149/PMK.04/2022 (目次)

2022年11月1日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 範囲 (第2条)
- 第3章 輸出目的輸入税免除措置の便宜の付与 (第3条ないし第8条)
- 第4章 輸入及び／又は搬入、輸出目的輸入税免除措置の期間、保証、税関検査、  
加工、組立て又は据付並びに下請け
  - 第1節 輸入及び／又は搬入 (第9条)
  - 第2節 輸出目的輸入税免除措置の期間 (第10条)
  - 第3節 保証 (第11条)
  - 第4節 税関検査、荷揚げ及び保管 (第12条及び第13条)
  - 第5節 物品及び原料の加工、組立て又は据付並びに下請け (第14条ないし第16条)
- 第5章 輸出及び搬出 (第17条ないし第21条)
- 第6章 処理
  - 第1節 物品及び材料の処理 (第22条ないし第24条)
  - 第2節 生産工程残余物 (スクラップ／廃棄物) の処理 (第25条)
- 第7章 特段の事由による関税及び納税義務の免除 (第26条)
- 第8章 責任 (第27条ないし第30条)
- 第9章 モニタリング、評価、監査及び監督
  - 第1節 モニタリング及び／又は評価 (第31条)
  - 第2節 関税監査部門 (第32条)
  - 第3節 監督部門 (第33条)
- 第10章 凍結及び取消し
  - 第1節 凍結 (第34条及び第35条)
  - 第2節 取消し (第36条及び第37条)
- 第11章 保税区業者又は保税区立地業者となる地位の変更 (第38条)
- 第12章 生産物の再輸入 (第39条ないし第44条)
- 第13章 雑則 (第45条ないし第52条)
- 第14章 経過規定 (第53条)
- 第15章 終則 (第54条及び第55条)